



| | |
|--------------|---|
| Title | 西ドイツの農業「近代化」政策 |
| Author(s) | 村田, 武 |
| Citation | 大阪外国語大学学報. 1971, 25, p. 67-89 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/80408 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西ドイツの農業「近代化」政策

村 田 武

Maßnahmen zur Modernisierung der Agrarwirtschaft

Takeshi Murata

Das Landwirtschaftsgesetz vom 5. 9. 1955 ist der Ausgangspunkt der landwirtschaftlichen Modernisierung und der „Strukturverbesserungspolitik“ in Westdeutschland.

Viele Forscher haben behauptet, daß sein Ziel darin bestehe, die bäuerlichen Familienbetriebe sicherzustellen und zu verstärken. Das ist aber ganz und gar nicht sein Ziel. Zwar sind Maßnahmen zur Verbesserung der Agrarstruktur durch Landpachtgesetz, Flurbereinigungsgesetz und Grundstückverkehrsgesetz ergriffen worden, doch hatten diese Maßnahmen durch Bund und Länder ihr klares Ziel, kapitalistische landwirtschaftliche Betriebe mit Größenklassen von 50 und mehr ha LN sicherzustellen und zu verstärken.

Die Vergleichsrechnung (Ertrags-Aufwandsdifferenz) der Buchführungsergebnisse der Testbetriebe beweist, daß es nicht die landwirtschaftlichen Familienbetriebe mit Größenklassen unter 20 ha LN, sondern die kapitalistischen Betriebe mit Größenklassen von 50 und mehr ha LN waren, die den Vergleichsaufwand durch den Vergleichsertrag deckten. Daher ist es nicht richtig, wenn man das Ziel des Landwirtschaftsgesetzes oberflächlich, gemäß dem Text des Gesetzes, versteht. Vielmehr müssen wir es so verstehen, daß sein wahres Ziel Sicherung und Verstärkung der kapitalistischen landwirtschaftlichen Betriebe ist.

1. はじめに

西ドイツ農業法 (Landwirtschaftsgesetz vom 5. 9. 1955) の制定以来すでに15年間の経過をみた。この間、西ドイツ農業は大きな変貌をとげてきている。そしてこの西ドイツ農業の変貌をどのように理解するかという点では、農業法をどのように理解するかという問題と結び合ってわが国でも多くの議論のあるところである。

わたしは、さきの小論¹⁾において、農業法の成立過程を検討した結果、次のように農業法の基本的性格について自身の見解を明らかにしておいた。

「西ドイツ工業資本は安価な労働力を確保し、独自の再生産軌道を強化するためにこそ、構造政策を要求したのであって、決して『近代的家族経営』による農民保護の立場からこれをおし

すすめたのではない。また農民組合側も、『近代的家族経営』を育成する路線は、事実がしめすように、農民組合の中心を大規模農業者がにぎることによって、むしろ農民層分解を促進する点で工業資本との利益の一一致を見出した。…………おもてむきは『近代的家族経営』の擁護をとねつつ、実際には農民層分解を促進して工業資本の要求にこたえたこと、この点こそ農業法成立過程の如実にしめすところである。」

本稿の課題は、農業法の具体的な内容に即して、現実にどのような効果をおよぼしているかをみるとことによって、農業法の真の狙いを一層明らかにすることにある。

農業法は、2.西ドイツ農業法の「政策目標」でみると、西ドイツ農業の「近代化」＝「合理化」の基準をしめしたものである。まず農業法がその条文で公式にしめしている「政策目標」を整理する。ついで、3.構造政策の具体的方策では、農業法の「政策目標」を実現するためにとられている方策——リュプケ・プラン——の検討をおこない、それが実際におよぼしている効果をみると、4.農業簿記調査結果の分析では、農業簿記調査結果を実証的に検討することによって、農業法の「政策目標」を実現している経営の階級的性格を明らかにし、その結果から農業法の真の狙いがどこにあるかを解明する。

1) 大阪外国语大学ドイツ語科雑誌『Sprache und kultur』第6号、1970所収、「西ドイツの農業政策(序)——農業法の成立過程——」、80頁。

2. 西ドイツ農業法の「政策目標」

農業法は、その「政策目標」を実現する具体的な方策について、それ自体としては何ら規定していない。この法律は農業の合理化を具体的にすすめる際の基準、すなわち合理化基準としての役割を担っているのである。

その中心内容は次のように要約される。

第1に、農業法は第1条¹⁾でその「目標」を規定している。「農業にドイツ国民経済の前進的発展への参与を確保し、かつ、国民に食糧の最善の供給を確保するため、一般経済政策上および農業政策上——とくに商業・租税・金融および価格政策上——の諸手段により、農業は、農業に現存している他の産業部門に対する自然的に制約された経済上の不利益を調整し、その生産性を向上させうる状態におかれなければならない。これによって、同時に、農業従事者の社会的状態が、これと比較しうべき職業群と均等にされるべきである。(強調は村田)」つまり、農業従事者の所得が一定水準(比較しうべき職業群と均等)へ高められるように農業の生産力を引上げるべきだということである。

第2に、第1条でいわれる「農業従事者」とは、「正常な管理のもとで農民家族の経済的生存を継続的に保障する、平均的な生産諸条件を備えた経営」の経営者(第4条)であり、農業法の「目標」とする「所得均衡」を実現するのは、「農民家族経営」(bäuerlicher Familienbetrieb)——家族労働力を中心にその経営を維持し、しかも家族の生計費を十分に現在および将来とも保障す

るだけの農業所得を得ることができるような経営——だということである。

以上のように、農業法の条文上の「政策目標」では、農民家族経営が「所得均衡」を実現できるように農業の生産力を引き上げるとしている。²³⁾

1) C. Puvogel 著(加藤一郎訳)『西ドイツ農業法への道』、農政調査委員会、1962年、228~31頁。

2) 「農民家族経営」について

戦後の西ヨーロッパ諸国の農業政策は、次の点で共通性をもっている。すなわち、各国の農業政策の主要な「政策目標」が公式には「経済的に存続しうる農業単位(Economically Viable Agricultural Unit)=適正規模農場」の創設であるとされている点である。O E E Cでは、この「適正規模農場」を「典型的な家族経営で、正常な能率をもって運営され、他の部門の援助をなんら受けすことなく、その世帯の必要を満たすに足る適正所得をあげる農場」だとしている。この「適正規模農場」の議論の最大の特徴は、農場規模・経営類型のいかんにかかわらず、つねに「農業者とその世帯員によって経営・耕作されるいわゆる家族型農場」が前提とされていることにある。西ドイツでは、農業法が成立する直前にブルジョア農業経済学者のあいだで、「生活可能な経営 (lebensfähiger Betrieb)」は最低どの程度の経営規模を必要とするかの論議がおこなわれた。

(『のびゆく農業』82、「西欧諸国における適正規模農場創設への道」、農林水産業生産性向上会議、1960年、5~7頁。

農林漁業基本問題調査事務局『農業の基本問題と基本対策』、農林統計協会、1960年、378~383頁。

小倉武一編『農業における自立経営への道』、御茶ノ水書房、1965年、193頁以下参照)

3) 松浦利明氏は、「農業法が近代的な家族経営の創出・維持を狙いとしている」とされている。氏は農業法の目的をその条文どおりに理解されていることになる。

松浦利明「西ドイツ農業における階層分化」(的場・山本編著『海外諸国における農業構造の展開』、日本評論社、1966年。)

東畑四郎監修『のびゆくヨーロッパ農業』、農政調査委員会、1967年、第二部の三「西ドイツ農業」(執筆一逸見謙三、松浦利明)、351頁等参照。

3. 構造政策の具体的方策

西ドイツ農業の合理化政策を端緒的にかつもっとも包括的に表現しているのはリュプケ・プランである。それは1953年10月のアデナウアー声明の農業に関する項に最も適格に述べられている。

そこでは次のように言われている。

「根本的な困難の原因は、現存の農業構造にある。全部で 1,400万 ha の農用地のうち、今なお、700万 ha は再統合 Umlegung を必要としている。すなわち、わが国の農用地の半分は非常に分散していて、そのため、労働生産性を増大させるべき機械化は相変らず効果をあげることができないでいる。多数の中小農場が家屋の稠密な村々のなかに閉じこめられているので、新時代の耕作方法・労働を節減する機械および装置の使用は、これらにとて不可能である。……こうした事情のもとで苦しんでいる経営の数は数十万におよぶ。したがって、純粋に経済的・人間的な理由から、何よりもまず健全な労働関係をつくりだす農業構造の改善 (eine Verbesserung der Agrarstruktur) を実現させることができなければならない。……」¹⁴⁾要するに、

農業生産力を引上げる機械化を可能にするために「農業構造の改善」を提起しているのである。²⁾

もちろん、リュプケ・プランおよびその具体的方策としての「農業構造改善」＝構造政策は、その一環として補助金政策をも含んでいる。しかし、補助金政策については、大規模な資本主義的経営にこそ最も恩恵を与えるものだという理解が一般的であり、わたしもこの点では基本的に正当な現解だと考える。したがって、本稿では、補助金政策を除外したうえでの構造政策について検討しよう。

「農業構造改善」はおもに次の諸法律によって裏づけられている。

小作法、1952年 (Landpachtgesetz)

土地整備法、1953年 (Flurbereinigungsgesetz)

土地取引法、1962年 (Grundstückverkehrsgesetz)

これらの法律が西ドイツ農業の「構造改善」をどのような形ですすめてきたか、またどのような効果をあらわしてきたかをみていこう。

(1) 小作法

小作法は「『農業構造の改善』途上の第一歩であり、小作地を構造改善の過程にひきいれることを可能にした」³⁾といわれている。この法律の特徴は、ナチス時代に公布された「小作保護法」(Reichspachtschutzordnung vom 30. 7. 1940) による小作農保護を弱めて、農業借地関係を自由にし、小作料統制を撤廃し、小作料の引上げを認めたことにある。小作契約の許可制はたんなる届出制にかえられた。

小作法が小作地の流動化を狙ったことは明らかであり、「小作料統制を解除して小作料を引上げる（現実に50～100%引上げられた）ことにより、その負担に耐えかねて手放された小農民の小作地が借地能力のある階層の手に集中するべく規定されて」⁴⁾いる。また、小農民の追加小作地 Zupachtland の多くは短期の借地契約によるものであるが、短期借地契約の際の小作保護が制限されたことによっても、その小作地を手放さざるをえなくされた。

さらに小作法第5条で、農業官庁はつぎの場合においては小作契約に干渉し、異議をさしはさめるようになっている。⁵⁾

第1に、貸付によって土地の秩序だった経営 (die ordnungsmäßige Bewirtschaftung) が危うくなる場合、第2に、契約で定められた経営がなされて持続的に獲得しうる収益と適当な割合にない場合、第3に、貸付が、経営もしくは土地の国民経済的または経営経済的にいちじるしい不利益をもたらす場合、第4に、貸付が土地利用の不健全な配置にみちびく場合、である。このような諸規定は、小農民にとって借地契約を非常に困難なものにする。結局、小作法によって小農民から引上げられた小作地は、より資本力のある農業者に貸出され、そこでの経営規模拡大を容易にするように定められているといえよう。

小作法の成立前と成立後的小作地の動向を第1表によってみよう。

小作地統計が不備⁶⁾なため、1960年以降の状況がつかめないが、小作地面積は1949年の265.2

第1表 1949—60年の小作関係の推移

| | 1949 | 1960 | 増減比 |
|----------------------|------------|------------|--------|
| 農用地面積 (ha) | 13,458,300 | 13,199,600 | - 1.9% |
| 小作地面積 (ha) | 2,651,700 | 3,088,400 | +16.5 |
| 小作地をもつ経営 | 1,147,300 | 914,000 | -20.3 |
| 農用地面積に対する小作地面積の割合(%) | 19.1 | 23.5 | |

(Wirtschaft und Statistik, Feb. 1962.)

万haから1960年の308.8万haに16.5

%増加している。

小作地をもつ経営は、1960年で91

.4万（経営総数161.8万の56.5%）

だが、1949年からは20.3%の減少で

ある。このことは、小作地はより少

数の経営に集中されつつあることを

しめしている。

小作地の農用地規模別の階層間移動をみた統計が西ドイツでは作成されていないので、正確に論証できないが、小作法の規制は零細規模の農民の小作地を大規模な農業経営者に移動させる契機をつくりだしている。第2表でみるように、自小作別経営比率で純小作の占める比率は、農地面積50～100ha層、100ha以上層でそれぞれ15.1%、20.5%と、他の階層よりずっと高い。これは、これらの大規模層において資本家的借地農が成立している⁷⁾ことをしめすもので、これらの階層

第2表 自小作別経営比率（1960年）

単位：%

| 農用地 | 2 ha 未満 | 2～5 | 5～10 | 10～20 | 20～50 | 50～100 | 100ha 以上 | 合 計 |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------------|-------|
| 純 自 作 | 63.7 | 37.5 | 29.7 | 37.0 | 52.2 | 49.5 | 39.3 | 45.2 |
| 純 小 作 | 4.9 | 4.1 | 4.4 | 6.1 | 10.5 | 15.1 | 20.5 | 5.4 |
| 自 小 作 | 31.4 | 58.4 | 65.9 | 56.9 | 37.3 | 35.4 | 40.2 | 49.4 |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten, 1968, s. 24.)

にとって小作地の流動化は小作地取得を容易にし、経営の拡大・強化に役立っていると考えられる。

(2) 土地整備法⁸⁾

リュブケ・プランのめざす耕地整理は1953年に制定されたこの法律のもとでおこなわれている。それ以前の耕地整理⁹⁾と異なる点は、単に耕地整理・交換分合をおこなうだけでなく、州政府がイニシアティヴをとって上から積極的に立案・推進し、農用道路の新設、水路の建設、さらには居住地を含む各種施設の変更・移転をも加味した農村地域全体の総合的な改造であることがある。その最も典型的な型は、耕地整理 Flurbereinigung と同時に、密集村落をぬけ出して、集団化された自分の耕地に住居を新築して移住 Aussiedlung すること、および耕地整理に際しては、経営規模を拡大 Aufstockung することが併行して同時に行われるものである。¹⁰⁾

土地整備のための費用¹¹⁾は受益者の共同負担であり、連邦政府や州政府の助成措置（融資・補助）は、通常、土地整備実施費総額の50%をこえてはならないと規定されている。土地整備に関する農用地5ないし10ha未満の農民の大部分が費用の自己負担分全額を自己資金で準備できな

いことは確実である。これは、たとえ土地整備によって直接に駆逐されなかった農民も、増加する負債のためにあとから自分の土地の重要な部分を放棄せざるを得なくなることを意味する。

また土地整備法は、整備に際しては、金銭決済を一つの手段としている。これはとくに零細地片の所有者の土地取上げを可能にする。

それでは、この土地整備法によって現実に「構造改善」がどのようにおこなわれ、それがおよぼしている効果をみることにしよう。ただ資料の制約から、地域別および経営類型別には十分に検討できないので西ドイツ全体に関する概観にとどめざるを得ない。

土地整備法が成立した1953年から1964年までの10年余に整備が完了した面積は286.9万haにたっており、これは戦前から1964年までの整備完了面積合計380万haの75.5%をしめる。53年以降毎年20万ha前後、最近では30万ha近くと実施面積は年々伸びており、1953年以降の動きは画期的なものといえよう。1964年末¹²⁾には4,950件、351.3万haが事業継続中であり、これは当時の整備必要面積1,127万haにたいして31.2%の比率となり、西ドイツにおける土地整備がかなり大規模なものであることがわかる。

さて、このように大規模におこなわれている土地整備は、農用地面積階層別にみた農業経営の「構造改善」にどのような効果をおよぼしているだろうか。

第3表は、1966年における1年間の土地整備実績をしめしている。まず、土地整備実施前後の関係経営数をみると、実施前の総戸数37,144経営は実施後には35,456経営に、すなわち1,688経営、4.5%の減少をみた。これを階層別にみると、とくに2ha未満の減少が1,470経営と著しく、次いで2~20haの各層にも減少がみられる。20~50ha層では52経営とわずかであるが増加し、50ha以上層ではほとんど変化がない。以上から、土地整備が明らかに10ha未満層、なかんずく2ha未満層、2~5ha層の極零細経営を排陥する過程をともなっておこなわれ、ごく一部の経営が規模を拡大して20~50ha層に上昇したことをしめしている。

次に、どの階層でも、土地整備の実施前と後とでは、団地数別経営の比率（第3表下段）に大きな変化がみられる。5ha未満の層で団地数1~5の経営が圧倒的になったのは当然としても、20~50ha層、50ha以上層でも団地数1~5の経営が55%をこえるまでに集団化されたことに注目すべきであろう。とくに50ha以上層においては、団地数1~2の経営が26.2%と5~50haの各層を凌駕していることは重要である。

これらは、20~50ha層、50ha以上層において、土地整備の結果、1団地の平均面積が非常に大きい経営がより一層多くなっており、それだけこれらの経営層において農業の機械化が進展しやすい条件をつくりだしているといえる。

以上は1966年における1年間の土地整備実績であったが耕地分散に関する全国的な統計では、最近では1960年のセンサス結果しかない。60年以降10年間の変化がつかめないが、土地整備法成立前の1949年と成立後の60年を比較してみた。（第4表）

この間に農用地面積別の経営数は変動があるから、耕地分散状態の変化がすべて、土地整備の

第3表 土地整備に関係した経営、団地数、集団化比率(1966年)

| | | 実施前 | | | | | | | 実施後 | | | | | | | | |
|-------------|--------|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-----------|--------|------------|-------|-------|-------|------|-----------|------------|-----------|
| | | 関係経営 | 団地数 1~2 | 3~5 | 6~10 | 11~20 | 21以上 | 団地数 総数 | 関係経営 | 団地数 1~2 | 3~5 | 6~10 | 11~20 | 21以上 | 団地数 総数 | 未実施 団地数 | 集団化 比率 |
| 実 数 | 2ha未満 | 20,447 | 13,972 | 3,844 | 1,744 | 756 | 132 | 68,100 | 19,077 | 16,366 | 2,314 | 360 | 33 | 5 | 33,105 | 15,742 | 3.0:1 |
| | 2~5 | 5,819 | 1,175 | 1,153 | 1,242 | 1,358 | 909 | 62,424 | 5,653 | 2,539 | 2,141 | 765 | 177 | 31 | 20,300 | 8,377 | 4.5:1 |
| | 5~10 | 4,940 | 469 | 648 | 803 | 1,293 | 1,727 | 92,190 | 4,814 | 1,194 | 2,045 | 1,178 | 323 | 74 | 24,532 | 10,526 | 5.8:1 |
| | 10~20 | 3,768 | 269 | 403 | 593 | 856 | 1,647 | 94,985 | 3,692 | 705 | 1,410 | 1,111 | 374 | 92 | 23,100 | 10,593 | 6.7:1 |
| | 20~50 | 1,775 | 161 | 267 | 392 | 399 | 556 | 37,253 | 1,827 | 373 | 677 | 498 | 191 | 88 | 12,067 | 5,694 | 5.0:1 |
| | 50ha以上 | 395 | 51 | 65 | 92 | 100 | 86 | 7,168 | 393 | 103 | 115 | 111 | 39 | 24 | 2,968 | 1,495 | 3.9:1 |
| | 計 | 37,144 | 16,097 | 6,362 | 4,866 | 4,762 | 5,057 | 362,120 | 35,456 | 21,280 | 8,702 | 4,023 | 1,137 | 314 | 116,072 | 52,427 | 4.9:1 |
| 構 成 比 | 2ha未満 | % | 68.3 | 18.8 | 8.5 | 3.7 | 0.6 | | % | 85.8 | 12.1 | 1.9 | 0.2 | 0.0 | | | |
| | 2~5 | 100.0 | 20.2 | 19.5 | 21.3 | 23.3 | 15.6 | | 100.0 | 44.9 | 37.9 | 13.5 | 3.1 | 0.5 | | | |
| | 5~10 | 100.0 | 9.5 | 13.1 | 16.3 | 26.2 | 35.0 | | 100.0 | 24.8 | 42.5 | 24.5 | 6.7 | 1.5 | | | |
| | 10~20 | 100.0 | 7.1 | 10.7 | 15.7 | 22.7 | 43.7 | | 100.0 | 19.1 | 38.2 | 30.1 | 10.1 | 2.5 | | | |
| | 20~50 | 100.0 | 9.1 | 15.0 | 22.1 | 22.5 | 31.3 | | 100.0 | 20.4 | 37.1 | 27.3 | 10.5 | 4.8 | | | |
| | 50ha以上 | 100.0 | 12.9 | 16.5 | 23.3 | 25.3 | 21.8 | | 100.0 | 26.2 | 29.3 | 28.2 | 9.9 | 6.1 | | | |
| | 計 | 100.0 | 43.3 | 17.1 | 13.1 | 12.8 | 13.6 | | 100.0 | 60.0 | 24.5 | 11.3 | 3.2 | 0.9 | | | |

(Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten, 1968, s. 32, より)

第4表 耕地分散の状態（農用地面積別）

単位：%

| 農用地 | 団地数 | 経営当り団地数 | | | | | | | | 1団地平均面積 |
|-------|----------|---------|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|------------|
| | | 1～5 | 6～10 | 11～20 | 21～30 | 31～50 | 51～100 | 100以上 | 計 | |
| 一九四九年 | 0.01～2ha | 68.9 | 21.1 | 8.6 | 1.1 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | — |
| | 2～5 | 38.3 | 22.9 | 24.0 | 9.8 | 4.3 | 0.7 | 0.0 | 100.0 | — |
| | 5～10 | 29.7 | 22.6 | 22.5 | 12.0 | 9.1 | 3.8 | 0.3 | 100.0 | — |
| | 10～20 | 33.7 | 24.6 | 21.2 | 9.6 | 7.3 | 3.3 | 0.5 | 100.0 | — |
| | 20～50 | 41.0 | 26.3 | 20.0 | 6.5 | 4.4 | 1.6 | 0.2 | 100.0 | — |
| | 50～100 | 49.6 | 23.8 | 18.2 | 4.8 | 2.4 | 1.0 | 0.2 | 100.0 | — |
| | 100ha以上 | 60.4 | 17.5 | 12.3 | 4.1 | 3.5 | 1.5 | 0.7 | 100.0 | — |
| | 平均 | 46.3 | 22.6 | 18.0 | 7.1 | 4.3 | 1.5 | 0.2 | 100.0 | — |
| 一九六〇年 | 0.01～2ha | 73.6 | 18.9 | 6.6 | 0.7 | 0.2 | 0.0 | — | 100.0 | 4.4 0.22ha |
| | 2～5 | 42.0 | 24.6 | 22.3 | 7.7 | 2.8 | 0.4 | 0.0 | 100.0 | 9.7 0.34 |
| | 5～10 | 29.7 | 25.6 | 23.3 | 11.1 | 7.7 | 2.5 | 0.1 | 100.0 | 13.9 0.52 |
| | 10～20 | 31.1 | 26.4 | 22.8 | 9.2 | 7.2 | 3.0 | 0.3 | 100.0 | 13.9 1.00 |
| | 20～50 | 40.4 | 28.4 | 20.7 | 5.6 | 3.5 | 1.3 | 0.1 | 100.0 | 10.1 2.84 |
| | 50～100 | 46.2 | 26.8 | 20.1 | 4.2 | 1.8 | 0.7 | 0.1 | 100.0 | 8.6 7.51 |
| | 100ha以上 | 58.0 | 16.8 | 15.0 | 5.5 | 3.3 | 0.9 | 0.5 | 100.0 | 9.1 19.01 |
| | 平均 | 47.8 | 23.6 | 17.4 | 6.2 | 3.7 | 1.2 | 0.1 | 100.0 | 9.6 0.81 |

1949年は Statistik der Bundesrepublik Deutschland, Bd. 21, ss. 228—243.

1960年は Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten, 1965, s. 30.

1949年の経営当り団地数、1団地平均面積は統計がない。

結果だとはいえないが、大きく影響していることは否定できない。1949年に51以上の団地をもっていた経営は32.4千あったが、60年には22.0千となり、10.6千も減少している。31～50の団地をもっていた経営は85.5千から63.9千となり21.6千減少している。¹³⁾ 1949年における31以上の団地をもつ経営の比率は平均で6.0%であったが、60年には5.0%になった。逆に20団地以下の経営は平均で86.9%から88.0%にわずかながら上昇している。

しかし、経営規模別にみると、1949年と同じく、耕地分散度の最も高いのが、5～10, 10～20ha層であることにかわりはない。この両階層では、21団地以上の経営の比較が60年でも、依然2%前後（5～10ha=21.4%, 10～20ha=19.7%）をしめており、1経営当りの団地数はともに13.9にたっし全階層中で分散度は最も高い。1団地の平均面積は5～10ha層が0.52ha, 10～20ha層が1haである。他方で20～50, 50～100, 100ha以上層の各層の20ha未満層に対する優位は1960年でも変わらない。60年には、これら3階層のうち、20団地以下の経営の比率は、20～50ha層が89.5%, 50～100ha層が93.2%, 100ha以上層が89.8%をしめている。とくにこれらの階層の優位性

を決定づけるのは、1経営あたりの団地数と1団地平均面積との関係である。20～50ha層は1経営あたり平均面積2.48haの団地を10.1もっている。50～100ha層は1経営あたり平均面積7.51haもの団地を8.6もっている。また100ha以上層は1経営あたり平均面積19.01haもの団地9.1をもっている。農業の機械化にとって、これらの階層（なかでも1団地平均面積がそれぞれ7.51, 19.01haにたつする50～100, 100ha以上層）がいかに優位であるかがわかる。

以上の点から明らかに、土地整備を要請したものは、農業における機械化および合理化を阻害している強度の耕地分散であり、この耕地分散は第4表にみられるように、とくに5～10ha, 10～20ha層の問題であった。ところが1960年センサス結果でみると、耕地分散の状態で最も優位に立つものは、これら5～20haの階層ではなく、20ha以上層、なかでもとくに50ha以上層である。土地整備は結局のところ、最も耕地分散度の高かった5～20ha層の「構造改善」を最優先することではなく、むしろ上層の大規模層にとっての「構造改善」をすすめるにあつたといえるであろう。

さて、さきにも述べたように西ドイツの「構造改善」は農村地域全体の総合的な改造であった。主要な事業の実績を次の第5表でみておきたい。

①農道新設

1956年以来の実績をみると、毎年農道の新設（とくに舗装道路）は増加し、64年までに9.6万Kmであった。

第5表 「構造改善」事業の実績

②密集村落からの移住

1964年には1,626件（うち土地整備の枠内601件）であった。1956年以来、毎年ほぼ1,500～2,500件の巾で実施されている。土地整備の枠内でおこなわれたのは4,131件（移住件数全体の28.8%）にすぎない。しかし、土地整備の一環として住居を直接移転させ

| | 合 計 | 備 考 |
|---------------------|----------|------------|
| 1. 土地整備面積 | 286.9万ha | 1953～64年合計 |
| 農道新設 | 95,984km | 1956～64年合計 |
| 2. 移 住 | 14,330件 | 〃 |
| うち土地整備の枠内 | 4,131件 | 〃 |
| 3. 拡 大 | 4,829件 | 1959～64年合計 |
| 官庁指導 | 10,311件 | 1958～64年合計 |
| 隣接増反 土地整備 の方法 | | |
| そ の 他 | 24,749件 | 1959～64年合計 |

（『のびゆくヨーロッパ農業』、330頁）

るという徹底した「構造改善」に注目すべきであろう。ただ、移住事業費用¹⁴⁾は1件あたり平均169,480マルク（1962年）となっている。政府（連邦および州）の助成は融資と補助（7：3の比率）があるが、自己負担部分は平均して総事業費の37%, 62,610マルク（うち現金部分だけでも24,000マルク）にたつしている。このような自己負担部分を蓄積し、かつ被融資部分の返済に耐えられる経営は、よほどの大規模経営にかぎられよう。

③経営規模拡大

1958年から1964年まですべての種類を合計すると、経営規模の拡大は4万件弱になる。1964年

では7,306件のうち土地整備の方法によるものは1,556件、21.3%でその比率はまだあまり大きくない。規模拡大は1962年¹⁵⁾には、土地整備によるものでは平均1件あたり4.0ha、土地整備によらないものでは2.8haである。

拡大の費用¹⁶⁾は1962年には、土地整備によるもので1件あたり平均19,690マルク、1haあたり平均4,920マルクである。このうち自己負担部分は2割（1件あたり3,920マルク）であるが、この自己負担部分に容易に対応されるのは、移住の場合と同様、大規模な階層に限られよう。

土地整備法による「構造改善」の現状をみてきた。農村の土地を中心とした全面的な改造は密集村落からの移住を含む土地整備を梃子にして、小農民（とくに10ha未満層）の土地を直接的に奪ったり、間接的に「構造改善」事業費の負担に耐えかねて徐々に土地を放棄せしめることになった。他方、土地基盤整備の利益を受けることによって、経営の合理化を最もよくはたすとともに、小農民によって放棄された土地を獲得し、規模の拡大・経営の強化が可能であったのは、20ha以上の階層、なかでも50ha以上の大規模な階層であった。

（3）土地取引法（正式名称「農業構造改善および農業経営安定措置に関する法律」）

農業法成立の7年後に成立したこの法律は「規模拡大の可能な小経営を拡大し耕地整理または拡大、移住措置によって改善された所有構造を維持し、かつ生活可能な農業経営を全体として維持する」¹⁷⁾目標をもっている。農地の売買取引の規制がもうけられ、土地購入に際して、専業経営と副業経営が競合する場合には、前者に優先権が認められている。また、農地整備府や農業会議所などの各種団体が、小規模層の農地の取得を阻止し、先買権を行使できることになっている。

結局、小作法および土地整備法によって農地は大規模層への流入を決定づけられたが、この土地取引法はそれをさらに促進するものにほかない。

三つの法律の検討によって「構造改善」がどのような結果をもたらしているかをみてきたが、三法律は相互に関連しあい土地政策を中心に体系的に構造政策を押しすすめてきている。

まず小作法によっておもに農用地面積10ha未満層の零細地片の借地を規制して、小作地の流動化をはかり、小作地流動化を土地流動化の引金とした。ついで土地整備法にもとづく総合的な土地基盤整備のことで、流動化した土地を大規模な農業経営に集中させた。さらに土地取引法によって、小規模層の土地要求を封じて、「構造改善」の進展に拍車をかけることをめざしている。このように体系的な法的規制を軸に西ドイツ農業の「構造改善」は、すでにみたように大規模な農業経営にこそ最大の「構造改善」をもたらしたのであり、彼らの経営の強化にこそ最大の効果をあげたのである。

1) Adenauer 首相の1953年10月20日 Sitzungsprotokoll der 3. Bundestagssitzung, 訳文はおもに加藤一郎氏 (C. Puvogel 前掲訳書, 56頁) によった。

2) 東ドイツの Dr. Rainer Arlt は、リュブケ・プランを次の5項目に要約している。

「1. 農業用品(農用機械・肥料など)の価格引下げによって農業・工業間の費用の均衡 (Kostenparität)

をつくりだす。

2. 輸入の自由化によって農産物輸入を自由にする。
 3. 政府資金の援助で耕地整理 (Flurbereinigung) の施行を促進し、10年以内に完了する。
 4. 小農を統合して経営規模を拡大させる。この目的の土地買収のために低利資金を準備する。
 5. 農業教育制度を拡充する。
- そして、これらのプランの中心 (Kernstück) は、農業構造の改善である。」 (Dr. Rainer Arlt, „Agrarrechtsverhältnisse in West- und Ostdeutschland,“ Berlin, 1957, s. 37.)
- 3) Dr. R. Arlt, a. a. O., s. 70., s. 85.
 - 4) 島山耕作「西ドイツ農業における小作関係の展開」、大阪市大「経済学雑誌」、第54巻第6号所収、12頁。
 - 5) Dr. R. Arlt, a. a. O., s. 76. および島山前掲論文13~14頁参照。
 - 6) 西ドイツには、小作地統計は1949年と1960年の農業センサス結果以外にない。それらも、経営の階層区分が林地を含んだ経営面積 (Betriebsfläche) によっているから、林地を含まぬ農用地面積 (Landwirtschaftliche Nutzfläche) 階層区分とは大きなズレを生じる。
 - 7) 島山前掲論文24頁参照。
 - 8) 本来の耕地整理 (=集団化) のみを意味するのではないことをしめすために Flurbereinigung を場合に応じて土地整備と耕地整理の二様に訳す。
 - 9) 耕地整理がドイツ各州で行われるのは1920年頃からであり、それを全国的に統一したのは1936年である。
 - 10) ジャコピー (梶田勝訳) 『ヨーロッパにおける土地集団化』、国際食糧農業協会・農林水産業生産性向上会議、1960年、77頁参照。
 - 11) ha当たりの土地整備事業費は概算で、普通の土地の場合、最高1,200マルク、最低876マルク、工事の困難な土地の場合、最高2,246マルク、最低1,590マルクである。(小倉武一編前掲書200頁参照)
 - 12) 農林大臣官房調査課訳『西ドイツ農業構造改善年報、1964~65年』、55~56頁参照。
 - 13) 1949年については Statistisches Handbuch Landwirtschaft und Ernährung, s. 118., 1960年については Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten. 1965, s. 30.
 - 14) 移住1件当たり事業費助成内訳 (1962年)

| | | 総 計 | 土地整備 外 | 土地整備 内 |
|---|---------|---------|-----------|-----------|
| 件 | 数 | 2,489 | 1,590 | 899 |
| 助 | 成 (マルク) | 106,870 | 98,540 | 121,590 |
| 内 | 融資(マルク) | 78,350 | 74,380 | 85,370 |
| 訳 | 補助(マルク) | 28,520 | 24,160 | 36,220 |
| 比 | 融資 (%) | 73 | 75 | 70 |
| 率 | 補助 (%) | 27 | 25 | 30 |

(小倉編『農業における自立経営への道』、208頁)

移住1件当たり自己負担内訳 (1962年)

| | | 総 計 | 土地整備 外 | 土地整備 内 |
|--------|------------|--------|-----------|-----------|
| 件 | 数 | 2,489 | 1,590 | 899 |
| 自己負担総額 | (マルク) | 62,610 | 69,210 | 50,940 |
| 内 | 自己資金 (マルク) | 33,360 | 37,530 | 25,990 |
| 訳 | 旧宅地壳却代金(〃) | 24,580 | 26,140 | 21,820 |
| | 借入金 (〃) | 4,670 | 5,540 | 3,130 |
| 比 | 自己資金 (%) | 53 | 54 | 51 |
| 率 | 旧宅地壳却代金(〃) | 39 | 38 | 43 |
| | 借入金 (〃) | 8 | 8 | 6 |

(上表と同じ、209頁)

15) 小倉編前掲書, 211頁。

16) 経営規模拡大の費用 (1962年)

| | | 移住による拡大 | | | 移住と関係のない拡大 |
|---------|-------|---------|--------|--------|------------|
| | | 土地整備 | 外土地整備 | 内 | |
| 件 | 数 | 587 | 381 | 953 | |
| 1 件当り費用 | (マルク) | 16,870 | 19,690 | 28,800 | |
| ha当り費用 | (マルク) | 5,960 | 4,920 | 7,090 | |
| 内 | 助 | 12,330 | 15,770 | 14,410 | |
| 訳 | 自 | 4,540 | 3,920 | 6,240 | |
| 比 | 助 | 73 | 80 | 64 | |
| 率 | 自 | 27 | 20 | 36 | |
| | 負 | | | | |
| | 担 | | | | |

(小倉編『農業における自立経営への道』, 210頁)

17) Dr. W. Magura, „Chronik der Agrarpolitik und Agrarwirtschaft in der Bundesrepublik Deutschland von 1945—1967,“ Berichte über Landwirtschaft, 185. Sonderheft, 1970, s. 66.

4. 農業簿記調査結果の分析

農業法が条文上で「政策目標」とした農民家族経営の「所得均衡」が現実に可能であったろうか。農業法が成立して15年を経過した現在、農業経営の所得が工業と「均衡」したのは、はたしてどういう階層であったろうか。本節ではこの点を明らかにしたい。¹¹⁾

農業法の「農民家族経営の所得均衡」という「政策目標」の実現状況を明らかにするものに、連邦政府農業簿記調査結果 Landwirtschaftliche Buchführungsergebnisse (農業法第2条・第4条で規定) がある。この調査結果にもとづいて政府自らに語らしめよう。

農業簿記調査結果の分析作業を始める前に現在西ドイツの農業経営諸階層の階級規定をしておく必要がある。ここでは経営の階級的性格を直接表現する雇用関係を指標にとりあげる。

農用地面積規模別諸階層の労働力の構成をみる。 (第6表)

第6表 投下労働力の構成
1966/67経済年度 単位: 1000人

| 農用地 | ha | 0.5~2 | 2~5 | 5~10 | 10~20 | 20~50 | 50ha以上 | 合計 |
|------------------------|------|-------|------|------|-------|-------|--------|-------|
| 家族労働力 | 常就 | 124 | 396 | 527 | 739 | 389 | 40 | 2,215 |
| | うち男子 | 32 | 85 | 200 | 353 | 195 | 20 | 885 |
| | 非常就 | 111 | 397 | 259 | 168 | 64 | 6 | 1,005 |
| | うち男子 | 80 | 294 | 183 | 96 | 32 | 3 | 668 |
| 雇用労働力 | 常雇 | 21 | 16 | 16 | 28 | 56 | 64 | 201 |
| | うち男子 | 14 | 9 | 9 | 17 | 41 | 50 | 140 |
| | 臨時雇 | 21 | 25 | 23 | 35 | 30 | 11 | 145 |
| | うち男子 | 9 | 11 | 9 | 13 | 14 | 5 | 61 |
| I 家族労働力合計 | | 235 | 793 | 786 | 907 | 453 | 46 | 3,220 |
| II 雇用労働力合計 | | 42 | 41 | 39 | 63 | 86 | 75 | 346 |
| 雇用労働力比率 II / I + II | | 15.2% | 4.9% | 4.7% | 6.5% | 16.0% | 62.0% | 9.7% |

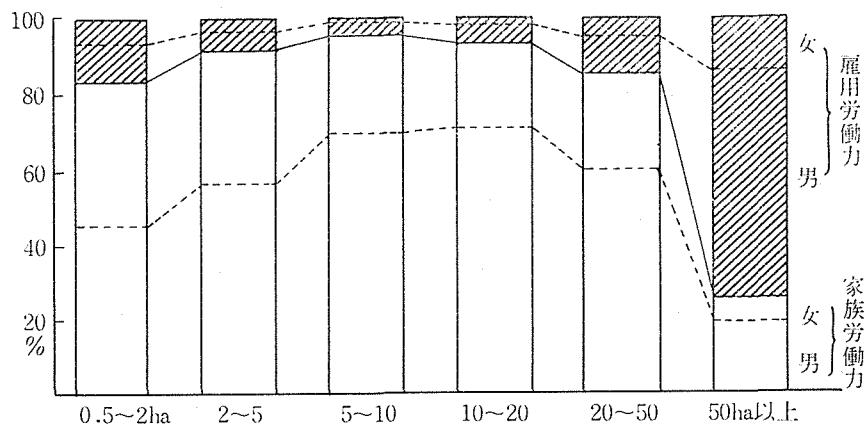
(Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Forsten, 1968, ss. 42—43. より)

雇用労働力（常雇と臨時雇の合計）が投下労働力全体にしめる比率をみると、農用地面積0.5～2ha, 2～5ha, 5～10ha, 10～20ha, 20～50ha, 50ha以上層が2～20ha層よりも大きい。とくに50ha以上層は雇用労働力が62%をしめ、この階層は雇用労働力に完全に依存している。0.5～2ha層では15.2%をしめて、2～20haよりも雇用労働力に強く依存しているのは、この階層にはブドウ、ホップ、煙草、蔬菜などの特殊作物を集約的に生産する経営が存在するからである。20～50ha層の雇用労働力比率が16%であることは、この階層にも雇用労働力に依存する経営が相当数存在することを意味している。2～20haの諸階層は雇用労働力に対する依存度は低い。また、10ha未満層の特徴として、家族労働力のなかで、非常就者（雇用労働者）のしめる比率が高い。これらの階層が家族労働力を十分に活用しうる規模でないことがわかる。家族労働力を十分に活用し、しかも雇用労働力にあまり依存していないのは10～20ha層である。

以上の傾向は、実際に投下された労働量をより正確に示すよう、労働力を単位労働力に換算して比較してもかわらない。（第1図）

このような労働力構成の比較から、各階層の階級的性格はおよそ次のように規定できる。

第1図 投下労働量の比較（単位労働力）
1965/66経済年度



(注)単位労働力 (Vollarbeitskraft) に換算

換算率の例 1 単位労働力 = 年間2,400時間従事の16～64才の成人労働力

65才以上の家族従業者（経営主をのぞく） = 0.3

16才未満の家族従事者・雇用労働者 = 0.5

家事労働は控除

臨時雇は時間数で換算

(Grüner Bericht 1967, s. 183.)

10ha未満層は家族労働力を十分に活用できるだけの規模ではなく、副業的経営ないしプロレタリア経営（土地持ち労働者）の性格をもつ。ただし、集約的な資本主義的経営がとくに0.5～2ha層に存在していることはすでに述べたとおりである。

10～20ha層は家族労働力を活用できる農民的家族経営（中農層）であるが、その下層は副業

化の傾向を強めていると思われる。

20～50ha層は、家族経営と富農的経営が混在しているが、階層全体としては富農的性格をより強くもつといえよう。

集約度によって資本主義的経営の規模はことなるが、50ha以上層は全体としてみると明らかに資本主義的経営⁹⁾である。

以上の階級規定を前提にして、農業簿記調査結果の分析にはいろう。

農業簿記調査は、全国で6,000～8000⁹⁾の農業経営を記帳の対象として、調査し、州別、経営類型（土地利用方式）別、資産評価額別、経営規模（農用地面積規模）別に分類し、経営収支結果をまとめたものである。

調査方法および集計方法には次のような特徴と欠陥を有する。

第1に、調査の対象となっているのは、農用地面積5ha以上の約77.5万経営（1955年当時）のうち、わずか1%（1968/69経済年度調査でも2%）にすぎず、対象選択に恣意的な要素が入らざるをえない。農用地面積0.5ha以上の農業経営総数の57.1%（1955年）をしめる5ha未満の経営が調査の全くの対象外であることを別にしても、5ha以上層でも調査対象経営は経営規模でみた上層に偏在していることは否めない。たとえば、1955/56経済年度の調査では、100ha以上層は総数2,798経営のうち342経営（12.2%）が対象であるのに対し、10～20ha層は、1,628経営（0.6%）、10ha未満層ではわずかに732経営（0.6%）にすぎない。¹⁰⁾調査が整備されてきたといわれる最近でも基本的にこの傾向にかわりない。調査そのものが経営規模の大きな経営を中心にしていることは、逆にいえば、10ないし20ha未満の経営のうち調査対象となっているのは、いわば精選された経営＝簿記をつけうるほど平均以上に管理の行きとどいた経営であることを推測させる。

第2に、調査の内容は農業面の収支だけに限定されており、兼業所得との関連、家計費などは一切追求されない。したがって、簿記調査の方法は、西ドイツ農業の零細規模層を含めた全貌、および経営各層の農外部門との関連のなかでの農民生活の全貌を明らかにするには大きな限界性をもっている。しかし、経営各層の最優秀経営体としての姿を明らかにする点では簿記調査は有効である。

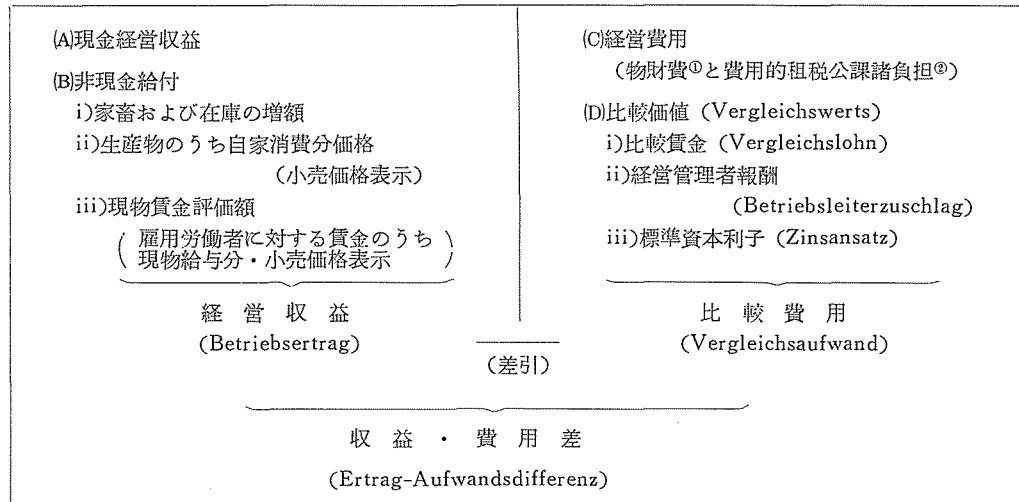
第3に、調査結果は、いわゆる「現実計算」¹¹⁾ Effektivrechnung と農業法第4条にもとづく「比較計算」 Vergleichsrechnung によって集計されるが、後者は農業法の「政策目標」たる「農工関の所得均衡」の実現状況を明らかにする目的をもっている。

この「比較計算」の方法には種々の問題がある。¹²⁾いま「比較計算」を図示すれば次のとおりである。

比較価値を構成する3つの要素を簡単にみておこう。

i) 比較賃金——農業に従事する労働力（家族および雇用労働力）が獲得すべき賃金。雇用労働力の労賃が家族労働力の「労賃」と一括して合計され、経営が獲得すべきものとみなされて

第2図 「比較計算」⁷⁾



注)①物財費 (Sachaufwand)——経営用品のための支出 (現金以外含む) のすべてをいう。ただし、建物新築や購入機械類の価値増加分は含まない。

②費用的租税公課諸負担 (Betriebssteuern, Unfallversicherung)——土地税、水利負担税等、雇用者の傷害保険負担金を含む。

いる。雇用労賃は現実に要した経営費用として計算し、比較賃金項目から除外すべきものであろう。

比較賃金算出方法は、農村地域の他産業肉体労働者の平均年間賃金であった。⁸⁾ これは家族労働力の労働所得が、労働者階級のなかでは農業雇用労働者をのぞいて最も低い水準と「均衡」させられていることを意味する。

ii) 経営管理者報酬——経営管理者の経営管理活動特別報酬。算定基準は農場支配人 (被雇用) の俸給と農業雇用労働者の賃金との差額である。一律に農用地 1 ha 当り、1956/57 経済年度まで 40 マルク、1959/60 経済年度まで 50 マルクそれ以後 60 マルクである。

iii) 標準資本利子——生産過程に投下されたすべての資本に対する適当な利子。標準は資本総数の 3.5%，利子率としてはむしろ低い。⁹⁾

「比較計算」のために、比較賃金だけではなく、経営管理者報酬および資本利子が「所得均衡」の要素を構成していることは、一面では資本主義的経営を本来の「比較」対象とすること、他面では、農業経営者自身に経営管理者・資本家としての意識をもたせる意図があることの二側面をもつと考えられよう。

「比較計算」はうえにみたような問題点・限界をもっている。しかし、以上の限界性を認識したうえで、「農工間の所得均衡」の実現状況を判定するのに比較計算結果 (収益・費用差) は有

第7表 比較賃金

| 経済年度 | マルク |
|---------|--------|
| 1955/56 | 3,822 |
| 58/59 | 4,656 |
| 60/61 | 5,441 |
| 63/64 | 6,981 |
| 65/66 | 9,217 |
| 66/67 | 10,953 |
| 67/68 | 11,401 |
| 68/69 | 12,348 |

(Grüner Bericht
各年版より)

効性をもつと考える。

ついで比較計算結果をみよう。

農業法成立から現在までの趨勢を把握するために、おもに 1955/56, 60/61, 65/66, 68/69 経済年度の結果を、Grüner Bericht 末尾に添付されている Landwirtschaftliche Buchführungsergebnisse を利用して検討する。

比較計算は州別・経営類型別・資産評価額別・経営規模別に分類されている。資産評価額 Einheitswert¹⁰⁾ とは、一種の経営評価であり、その経営の立地する土地条件の優劣をしめすとされている。本稿では、階層間の比較を現実により近づけるために、資産評価額別に各階層内の経営を分類せず、階層内の平均数値をとる。¹¹⁾

西ドイツの農業経営は、土地利用方式にもとづいていくつかの経営類型に分類されている。この土地利用方式別に各階層の全国平均数値を算出して階層間の比較をおこなった。主要な土地利用方式は¹²⁾ 第 3 図のとおりである。全国の農用地面積にしめる比率では、根菜・穀物経営、飼料経営、穀物・飼料経営などがそれぞれ 20% 以上をしめ西ドイツの代表的な経営となっている。土地利用の集約性では、特殊作物経営を筆頭に、甜菜・馬鈴薯その他の

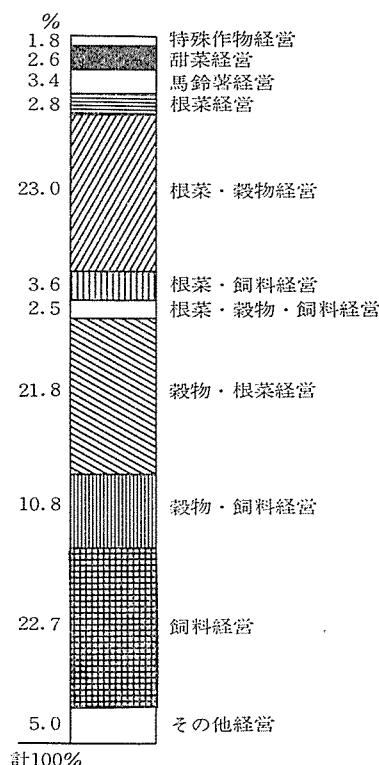
根菜経営、根菜・穀物経営、穀物・根菜経営と続き、飼料経営が最も低い。

ここでは、次の 7 つの主要な土地利用方式による経営類型の階層間比較をおこなう。

- 1) 甜菜経営 Zuckerrübenbaubetriebe
- 2) 馬鈴薯経営 Kartoffelbaubetriebe
- 3) 根菜経営 Hackfruchtbaubetriebe
- 4) 根菜・穀物経営 Hackfrucht-Getreidebaubetriebe
- 5) 穀物・根菜経営 Getreide-Hackfruchtbaubetriebe
- 6) 穀物・飼料経営 Getreide-Futterbaubetriebe

第 3 図 土地利用方式 (1960年)

(農用地面積 2 ha 以上の経営による農用地面積比率)



(Grüner Bericht, 1967, 折込図)

7) 飼料経営 Futterbaubetriebe

各経営型別の比較計算結果（農用地ha当たり収益・費用差）をみると第8表のようになる。

第8表 経営類型別比較計算結果（全国平均）

（農用地ha当たり収益・費用差）

単位：マルク

| 経営類型 | 経済年度 | 20ha未満 | 20~50ha | 50ha以上 |
|---------|----------|--------|---------|--------|
| 甜菜経営 | 1955/56 | + | 57 | - 42 |
| | 60/61 | + | 117 | + 155 |
| | 65/66 | - | 266 | + 51 |
| | 68/69 | + | 167 | + 335 |
| 馬鈴薯経営 | 55/56 | - | • | - 90 |
| | 60/61 | - | 299 | - 45 |
| | 65/66 | - | 207 | - 113 |
| | 68/69 | - | 263 | - 49 |
| 根菜経営 | 55/56 | - | 267 | - 120 |
| | 60/61 | - | 132 | - 13 |
| | 65/66 | - | 336 | + 3 |
| | 68/69 | - | 361 | - 141 |
| 根菜・穀物経営 | 55/56 | - | 313 | - 281 |
| | 60/61 | - | 260 | - 75 |
| | 65/66 | - | 373 | - 170 |
| | 68/69 | - | 385 | - 157 |
| 穀物・根菜経営 | 55/56 | - | 414 | - 239 |
| | 60/61 | - | 324 | - 129 |
| | 65/66 | - | 461 | - 249 |
| | 68/69 | - | 490 | - 288 |
| 穀物・飼料経営 | 55/56 | - | 415 | - 277 |
| | 60/61 | - | 372 | - 153 |
| | 65/66 | - | 471 | - 321 |
| | 68/69 | - | 470 | - 256 |
| 飼料経営 | 55/56 | - | 371 | - 252 |
| | 60/61 | - | 384 | - 230 |
| | 65/66 | - | 496 | - 317 |
| | 68/69 I | - | 474 | - 297 |
| | 68/69 II | - | 482 | - 387 |

注)各経済年度とも、階層内で加重平均した。

ただし、1965/66、68/69経済年度は原表で20ha未満層が細分されていなかった。

各年度の比較を可能にするために、55/56、60/61経済年度は10ha未満層と10~20ha層を平均した。数値の欠けているのは原表になかったものである。

出所：1955/56経済年度は Grüner Bericht 1957.

60/61経済年度は Grüner Bericht 1962.

65/66経済年度は Grüner Bericht 1967.

68/69経済年度は Grüner Bericht 1970.

1) 甜菜経営

1955/55経済年度の20～50ha層、65/66経済年度の20ha未満層をのぞけば、各階層とも収益・費用差は各年ともプラスである。しかも最近年の68/69経済年度では、プラスの絶対額は非常に大きく、もっともすぐれている。50ha以上層では+381マルクにたっしている。

2) 馬鈴薯経営

55/56、68/69両経済年度の50ha以上層（それぞれ+72マルク、+32マルク）をのぞけば、他はすべてマイナス値である。65/66経済年度は50ha以上層の結果がなかったが、馬鈴薯経営の50ha以上層は「所得均衡」にほぼ近い状態にあるといえよう。20～50ha層の状態は68/69経済年度をのぞけばむしろ悪化している。20ha未満層は-200マルク以下で経営結果は改善されても「均衡」にはほど遠い。

3) 根菜経営

65/66経済年度まで改善されてきた20ha以上層は、68/69経済年度になって20～50ha層の再度の経営悪化、50ha以上層の一層の改善と両様に分化する結果となった。とくに50ha以上層は、68/69経済年度には+291マルクにたっし甜菜程営の50ha以上層に次ぐ「均衡」を実現している。他方、20ha未満層の状態は悪化の一途をたどっている。

4) 根菜・穀物経営

50ha以上層が60/61、68/69両経済年度でそれぞれ+36、+77マルクとこの経営類型のなかでは不安定さは伴いつつも「均衡」に最も近い状態にある。

20～50ha層の状態はほとんど改善されていない。さらに20ha未満層は最近になるほどマイナス値が大きくなっている-400マルクに近づき劣悪な状態のもとにおかれている。

5) 穀物・根菜経営

すべての階層、経済年度でマイナス値となり、この経営類型では今まで「均衡」を実現している階層はない。しかし、相対的には50ha以上層にのみその可能性をみることができる。20～50ha層、20ha未満層がともに、「均衡」からはますます遠のいている。とくに20ha未満層は-400マルク～-500マルクまで低下している。

6) 穀物・飼料経営

穀物・根菜経営とおなじく、この経営類型でも「均衡」を実現している階層はない。50ha以上層についても経営改善の方向はみられずむしろ悪化している。20ha未満層は穀物・根菜経営の20ha未満層とおなじく極端に劣悪である。

7) 飼料経営

各階層ともマイナスの値は大きく、近年になるほど悪化傾向をしめしている。最近年の68/69経済年度¹³⁾についても50ha以上層は-266マルクと他の経営類型の50ha以上層と比較すれば著しく劣悪である。

以上、要するに1955/56経済年度から68/69経済年度いたる経過を全体としてみれば「所得均

単位：マルク

第9表 (A)収益・費用差の階層間格差
(50ha以上層基準) (B)格差の推移
(1955/56経済年度基準)

| 経営類型 | 経済年度 | 50ha以上 | 20~50ha | 20ha未満 | 20~50ha | 20ha未満 |
|---------|----------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 甜菜経営 | 1955/56 | 0 | — 88 | — 9 | 0 | 0 |
| | 60/61 | 0 | — 93 | — 131 | — 5 | — 122 |
| | 65/66 | 0 | — 1 | — 318 | — 87 | — 309 |
| | 68/69 | 0 | — 46 | — 214 | — 42 | — 205 |
| 馬鈴薯経営 | 55/56 | 0 | — 166 | — | 0 | — |
| | 60/61 | 0 | — 4 | — 250 | — 170 | — |
| | 65/66 | — | — | — | — | — |
| | 68/69 | 0 | — 81 | — 295 | — 85 | — |
| 根菜経営 | 55/56 | 0 | — 49 | — 196 | 0 | 0 |
| | 60/61 | 0 | — 136 | — 255 | — 87 | — 59 |
| | 65/66 | 0 | — 209 | — 548 | — 160 | — 352 |
| | 68/69 | 0 | — 432 | — 652 | — 383 | — 456 |
| 根菜・穀物経営 | 55/56 | 0 | — 154 | — 186 | 0 | 0 |
| | 60/61 | 0 | — 111 | — 296 | — 43 | — 110 |
| | 65/66 | 0 | — 96 | — 299 | — 58 | — 113 |
| | 68/69 | 0 | — 234 | — 462 | — 78 | — 276 |
| 穀物・根菜経営 | 55/56 | 0 | — 82 | — 257 | 0 | 0 |
| | 60/61 | 0 | — 62 | — 257 | — 20 | 0 |
| | 65/66 | 0 | — 91 | — 303 | — 9 | — 46 |
| | 68/69 | 0 | — 165 | — 467 | — 83 | — 210 |
| 穀物・飼料経営 | 55/56 | 0 | — 129 | — 267 | 0 | 0 |
| | 60/61 | 0 | — 69 | — 288 | — 60 | — 21 |
| | 65/66 | 0 | — 204 | — 354 | — 75 | — 87 |
| | 68/69 | 0 | — 44 | — 258 | — 85 | — 9 |
| 飼料経営 | 55/56 | 0 | — 97 | — 216 | 0 | 0 |
| | 60/61 | 0 | — 57 | — 211 | — 40 | — 5 |
| | 65/66 | 0 | — 58 | — 237 | — 39 | — 21 |
| | 68/69 I | 0 | — 31 | — 208 | — 66 | — 8 |
| | 68/69 II | — | — | — | — | — |

(注) (A)表は第8表より、50ha以上層を基準(0)として差を算出した。

(B)表は(A)表より、1955/56経済年度を基準(0)として差を算出した。

「所得均衡」を完全に実現できているのは、甜菜の20~50ha、50ha以上層、根菜経営の50ha以上層である。とくにこれら両経営型の50ha以上層は優れている。

次に、「所得均衡」に近いか、ほぼ実現できているのは、根菜経営の20ha未満層、馬鈴薯経営の50ha以上層、根菜・穀物経営50ha以上層だといえよう。

「所得均衡」を完全に実現できているのは、より集約的な土地利用方式をもつ経営類型のなかの大規模層、とくに50ha以上の資本主義的経営である。土地利用方式が粗放的になるにつれて

50ha以上の資本主義的経営でも、「均衡」は相当困難となっている。

甜菜経営をのぞけば、全経営類型の20ha未満層すなわち農民家族経営ないし副業経営・プロレタリア経営および粗放的な経営の20~50ha層（富農的階層）にとって、「所得均衡」は全く問題になりえないといえよう。

つぎに階層間の収益・費用差の格差を第9表[A], [B]によってさらに明確なものにしよう。この表はさきの第8表を基礎にして、50ha以上層を基準とする各層の差を算出したものである。

「所得均衡」を実現しているか、最もその可能性をもっているかであった50ha以上の資本主義的経営に対し、50ha未満の各層は相対的に劣位にある。（第9表[A]）

20~50ha層は、馬鈍薯経営の60/61経済年度、甜菜経営の65/66経済年度をのぞけば、すべての経営類型、経済年度で農用地1ha当たり約50~430マルクだけ50ha以上層より低い。20ha未満層は、甜菜経営の55/56経済年度をのぞけば、すべての経営類型、経済年度で約130~650マルクだけ50ha以上層よりも低い。

さらに1955/56~68/69経済年度の格差の推移を第9表(B)でみると、20ha未満層は50ha以上層に対し、統計が不完全な馬鈍薯経営をのぞけば、穀物・飼料経営や飼料経営などでの現状維持、その他経営類型の悪化傾向が顕著である。甜菜経営や根菜経営など、より集約的な経営類型での悪化の程度がより激しいことがしめされている。

要するに、1955/56経済年度以降、50ha以上層と20ha未満層とを両極に、収益・費用差したがって収益力の格差は拡大しているが、格差の拡大傾向は集約的な経営類型におけるほど顕著である。これは、大規模な集約的・資本主義的経営がもっとも急速に収益・費用差を改善し「所得均衡」を実現していることの反映でもある。

以上の比較計算結果の実証から、農業法の条文上の「政策目標」たる「農民家族経営の所得均衡」とは裏腹に、連邦政府の構造政策が進められるなかで、第1に、「所得均衡」を実現しているのは、大部分が50ha以上層の資本主義的経営にほかならなかったこと、第2に、資本主義的経営とそのほかの経営の収益力の格差は拡大の傾向を強め、資本主義的経営の他階層にたいする相対的競争力は集約的経営類型を先頭にして強まっていることが明らかになった。

結局、資本主義的経営層こそが、「農民家族経営」の名のもとに強化・育成されてきたのであって、構造政策は、近代的な家族経営の創出・維持を狙いとしているとは決っていえない。「農民家族経営が所得均衡を実現できるように農業の生産力を引上げる」ことの真の狙いは、農業の資本主義的発展の促進にほかならなかった。

1) 松浦氏は最近の論稿で次のように言われている。「……労働生産性の上昇にもかかわらず、グリーン・プラン農政が発足当初に揚げた農業所得格差（農工間の所得格差のこと——村田）は、遂に解消されることはなかった。この間、比較賃金の変更等によって、厳密な比較をすることは不可能であるが、絶対額ではともかく、相対的な格差はむしろ拡大したといってもいいだろう。」（丸毛、山本編『現代世界の農業問題』、亜紀書房、1970.2、第一部Ⅲグリーン・プラン農政下の西ドイツ農業、79—80頁）

以下で明らかにするように、松浦氏のこの見解を、わたしは階層間の分析を通じて検討することにもな

る。松浦氏の言わるとおり、農業にとって全体としての農工間所得格差は解消されなかったとしても、農業内部の階層間格差をわたしあは重視したい。

2) レーニンは1907年のセンサスにもとづいて、ドイツの農業経営の階層区分を下表のようにおこなった。

1907年以降の農業の機械化の進展のもとで、「賃労働を常時使用せざるにはやつてゆけない」経営の規模は変化し、レーニンの階層区分が持つ意味は低下した。
山岡教授は、2ha未満をプロレタリア経営、3—5haを貧農、5—10haを小農、10—20haを中農、20—50ha

| 経営群別 | 一経営当たり平均労働者数(人) | | |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 総数 | 自家労働者 | 雇用労働者 |
| プロレタリア ^{0.5ha未満} 的経営 ^{0.5—2ha} | 1.3 1.9 | 1.2 1.7 | 0.1 0.2 |
| 農民的経営 ^{2—5ha(貧農) 5—10ha(中農) 10—20ha(大農)} | 2.9 3.8 5.1 | 2.5 3.1 3.4 | 0.4 0.7 1.7 |
| 資本主義的 ^{20—100ha 100ha以上} 経営 | 7.9 52.5 | 3.2 1.6 | 4.7 50.9 |

(レーニン全集(大月書店)、第16巻、455頁)

を大農、50—100haおよび100ha以上を資本主義的経営と規定されている。(山岡亮一「現段階の農業『近代化』」、思想、1964年10月、55頁参照)

経営類型別に50ha以上層の保有労働力をみると次表のとおりである。

家族労働力数(単位労働力)はほとんどの経営類型でも約3人未満と考えられるから50ha以上層は、北西部の飼料経営をのぞけば雇用労働力に完全に依存しており、全体として50ha以上層が、資本主義的経営であることがこの表からも追証される。

本稿では、50ha以上層のみを資本主義的経営としたが、次表に示したように、資本主義的経営は現実には50ha未満層にも存在する。

農用地50ha以上層の労働力保有
1965/66経済年度(1経営当たり単位労働力)

常雇を有する農業経営
(1960/61経済年度)

| 経営類型 | 北西部 | | 農用地面積規模 | 経営数 | 常雇数 | 1経営あたり | 常雇をもつ経営の比率% |
|------------------------------|-----|-----|---------|-------|-------|--------|-------------|
| | 南部 | 人 | | | | | |
| 甜菜経営 | 6.2 | 6.0 | 0.5—2ha | 9.1 | 22.2 | 2.4 | 2.0 |
| 根菜・穀物経営(資産評価額) (1800以上) | 6.3 | 7.4 | 2—5 | 9.2 | 18.9 | 2.1 | 2.4 |
| 穀物・根菜経営 | 4.3 | 7.1 | 5—10 | 13.5 | 21.1 | 1.6 | 3.9 |
| 根菜・穀物経営(資産評価額) (600~1800) | 9.0 | 6.5 | 10—20 | 31.2 | 43.9 | 1.4 | 10.9 |
| 穀物・根菜経営 | 6.1 | 6.6 | 20—50 | 56.1 | 103.5 | 1.8 | 45.9 |
| 飼料経営(資産評価額) (600~1800) | 3.0 | 4.7 | 50ha以上 | 14.9 | 98.8 | 6.6 | 91.4 |
| | | 合計 | | 134.1 | 308.5 | 2.3 | 8.1 |

(Wirtschaft und Statistik, Feb. 1963)

(Grüner Bericht 1967, s. 101.)

- 3) 近年においても、この調査対象経営数はほとんど増加がみられない。
- 4) Grüner Bericht 1957, s. 136.
- 5) Grüner Bericht 1960, s. 123. 参照。
- 6) 「比較計算」のもう一つ問題点については松浦氏も指摘されている。(論文「西ドイツ農業と農業政策」(農業総合研究所海外部編『海外諸国における経済発展と農業』、日本評論新社、1962年所収) 328頁参照)
- 7) Grüner Bericht 1960, s. 123.
- 8) 比較賃金の算出方法としては、1963/64経済年度まで、第3級地(Ortsklasse III)——全有業者のうち農業者のしめる割合が30—70%で人口が5,000人未満の地域——の産業6種(建築・金属加工・織維工業・採土石・製材・木工)の被雇用者の平均年間賃金がとられてきた。64/65経済年度からは、労働年金保険

被保険者（農林業労働者、鉱業労働者を除く）の平均年間賃金がとられている。算定方式の変更理由については Grüner Bericht 1966, ss. 75—77. にくわしい。

- 9) 松浦前掲論文「西ドイツ農業における階層分化」, 188, 194頁参照。
- 10) 同上, 174頁の注(5)にくわしい。「1934年の Reichsbewertungsgesetz にもとづいて、税務当局の手により全経営に定められたもので、通常、継続的にあげられる純収益額の18倍に相当する。……ただ今日の評価額は35年に定められたもので、その後の技術変化、市場変化が入っていないため、実情にあわない面が出ていていることは否定できない。」
- 11) 松浦氏は、階層間分析は、資産評価額の均等な経営群でのみ意味をもち、資産評価額がしめす土地条件の優劣を階層分析に際しては除外しなければならないとされる。しかし、階層間の競争力の内容をなすのはなにも経営規模（農用地面積規模）だけでなく、立地条件をも包含している。経営規模も立地条件も階層間の競争力の一側面を表現するにすぎないのであり、松浦氏のように、そのうちさらに一方を捨象してしまうことは、競争力の差を現実よりも一層縮めてしまうという誤った方法である。
- 12) 土地利用方式は次のように農用地作付割合で決められている。また、各土地利用方式の地域的分布については、Grüner Bericht 1960, ss. 37—38. にくわしい。なお本稿ではこの地域的分布に関する分析は捨象している。

| 土地利用方式 ¹⁾ | | 農用地作付割合(%) | | |
|----------------------|-----------------------|------------|-------|-------|
| | | 根菜 | 穀物 | 飼料 |
| 根菜主作 | 甜菜主作經營 ²⁾ | 25以上 | — | — |
| | 馬鈴薯主作經營 ³⁾ | | | |
| | 根菜主作經營 ⁴⁾ | | | |
| 根混 菜作 穀物 經營 | 根菜比率の高いもの | 20~25 | 20以上 | 0~50 |
| | 根菜比率の低いもの | 15~20 | 20以上 | 0~50 |
| 根菜・飼料混作經營 | | 15~25 | 0~30 | 50以上 |
| 穀物 主作 | 穀物・根菜混作經營 | 10~15 | 30以上 | 0~60 |
| | 穀物・飼料混作經營 | 0~10 | 30~60 | 40~70 |
| 飼料 主作 | 飼料比率80%以上 | 0~15 | 0~20 | 80以上 |
| | 飼料比率60~80% | 0~15 | 0~30 | 60~80 |
| その他 | 根菜・穀物・飼料混作經營 その他經營 | 10~15 | 20~30 | 40~60 |
| | | — | — | — |

(Grüner Bericht 1957, s. 137.)

(注)

- 1) 特殊作物主作經營（農用地の15%以上に特殊作物を作付するもの）は本表に含まれない。
- 2) 甜菜主作經營とは、甜菜の作付が根菜類作付の50%以上、農用地の15%以上をしめるものをいう。
- 3) 馬鈴薯主作經營とは、馬鈴薯の作付が根菜類作付の50%以上、農用地の15%以上をしめるものをいう。
- 4) ここにいう根菜主作經營とは、根菜類のうち1種類作付が特に多くなく根菜類の混作がおこなわれているものをいう。

- 13) 1968/69経済年度については、飼料經營の集計がI, IIに2分類されているが、Grüner Bericht にその区分方法についての説明がない。ここではI, IIともに並記した。

5. おわりに

EEC結成の具体化がすすむなかで、西ドイツ農業の「近代化」を要請して成立した農業法は、構造政策=農業の合理化の基準としての役割をはたす過程で、結局は、「近代的な家族經營」ならぬ資本主義的經營の強化・育成をもたらした。

農業法成立以降、最近では1967年7月1日より発足したEEC域内統一穀物価格協定の結果、

西ドイツ産穀物の価格下落、さらには1968年6月の西ドイツ連邦政府発表の農業計画 Agran-programm, 1968年12月における EECマンスホルト・プランの発表とそこでのより一層の構造政策の提唱、等々、西ドイツの農業構造と今後の方向にかかわる多くの重要な問題が起っている。これらについては稿をあらためて検討するが、EECの共通政策の進展は、西ドイツ農業のより一層の「近代化」＝「合理化」を要請するとともに、西ドイツ領域内へのEEC域内農産物の自由な流入は、西ドイツ農業にさらに急速な変貌をもたらさずにはおかないのであろう。